

(参考様式2)

農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	栃木県小山市・栃木県		
計画期間 実施期間	H23 ~ H27 H23 ~ H27	総事業費（交付金）	384,000千円（192,000千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	定住等の促進に資する目標及び事業用活性化計画目標を設定しているため、法律及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	小山市総合計画実施計画等と事業の必要性、事業実施期間、事業費などの調和が図られている。 施策名：農業・都市と農村交流・グリーンツーリズムに位置付けられている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	関係農業者の要望を基に事業説明会を実施し事業を計画している。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	関係者説明会には女性も出席している。
事業の推進体制は確立されているか	○	地元土地改良区と連携を図りながら事業の推進を図る。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農業用道路及び農業用排水路を整備・保全し営農環境を改善することで、効率的安定的な農業経営の実現に資するとともに、農業就業者の離農抑制及び新規就業者の確保定住をはかるものである。
計画期間・実施期間は適切か	○	早期事業効果の発現が期待され、ガイドライン第四の2の(6)及び実施要領の運用第3の1に基づき、計画期間5年、実施期間5年は適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×国費率）の範囲内か	○	交付率1/2。384,000,000円×1/2=192,000,000円 よって、交付限度額の範囲にある。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新たに施設整備して地域活性化を図るものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（以下「交付要綱」という。）別紙35に定める基準を満たしているか	－	該当無し。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則 別記様式（別表）により U型水路 17年 アスファルト舗装 10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	当地区においては、平成22年度に費用対効果分析を含めた事業計画概要書を作成し、土地改良法に基づく手続きを実施する。又、平成19年6月出版の新たな土地改良の効果算定マニュアルにより算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	伊保沼地区 総費用総便益比=1.36 小宅地区 総費用総便益比=1.62 黒本地区 総費用総便益比=1.48 大本地区 総費用総便益比=1.13 算定根拠については、土地改良事業費用対効果分析指針にて算出しています。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	実施要綱第3及び実施要領別表（1）生産基盤及び施設の整備、用件類別8により、適切である。 受益面積A=53.5ha、受益戸数は332戸と多数におよぶものを市が整備するもので、個人に対する交付ではない。事業内容が基盤整備であり、目的外に使用されることはない。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	実施要綱第3及び実施要領別表（1）生産基盤及び施設の整備、用件類別8により、適切である。 受益面積A=53.5ha、受益戸数は332戸と多数におよぶものを市が整備するもので、個人に対する交付ではない。事業内容が基盤整備であり、目的外に使用されることはない。

施設等の利活用の見通し等は適正か	—	該当無し。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当無し。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当無し。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当無し。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当無し。
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当無し。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	<p>土地改良事業等請負工事の価格積算要綱等及び栃木県の単価により積算しており過大となっていない。</p> <p>（伊保沼地区） H22年度実施近傍類似地区の工事単価（31千円/m）に対し当地区は（31千円/m）となっており、過大な積算になっていない。</p> <p>（小宅地区） H22年度実施近傍類似地区の工事単価（69千円/m）に対し当地区は（68千円/m）となっており、過大な積算になっていない。</p> <p>（黒本地区） H22年度実施近傍類似地区の工事単価（70千円/m）に対し当地区は（69千円/m）となっており、過大な積算になっていない。</p> <p>（大本地区） 当地区は（179千円/m）となっており、他地区と比較すると単価は高いが、 ・新設区間が約300mあること ・大型車交通が予想されるため幅員が6.0mとなっていること。 ・幅員の広い水路（約10m）を横断すること。 等のためであり、過大な積算ではない。</p>

建設・整備コストの低減に努めているか	○	再生材（RC材）を採用する計画であり、コストの縮減をおこなう。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	－	該当無し。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	－	該当無し。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	優良農地が集積されており基盤整備が不可欠である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地所有者は市であり、施設管理者である美田東部土地改良区にも同意を得ている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	－	該当無し。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	－	該当無し。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－	該当無し。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。	－	該当無し。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか		
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	－	
1年を通して運営される施設であるか		
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	小山市総合計画実施計画等で策定。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	一般競争入札に付す予定である。

整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	整備後は土地改良区にて維持管理計画により管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支を伴うものではない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行はない。該当無し。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他事業への申請はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。